

東根市第6期障がい福祉計画 及び第2期障がい児福祉計画

東 根 市

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の概要	3
4	障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方	3
5	相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	3
6	障がい児支援の提供体制確保に関する基本的な考え方	4
7	計画策定までの組織体制	4
8	計画の期間	5
第2章	令和5年度までの数値目標	6
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	6
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	7
4	福祉施設から一般就労への移行等	8
5	障がい児支援の提供体制の整備等	10
6	相談支援体制の充実・強化等	11
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	12
第3章	障がい福祉サービスの見込量(活動指標)と確保策	13
1	障がい福祉サービスの事業体系	13
2	障がい福祉サービスの内容等	14
第4章	障がい児通所支援の見込量(活動指標)と確保策	24
1	障がい児通所サービスの事業体系	24
2	障がい児通所サービスの内容等	24
第5章	地域生活支援事業の見込量(活動指標)と確保策	28
1	地域生活支援事業の事業体系	28
2	地域生活支援事業の内容等	29
第6章	計画の推進にあたって	34
1	庁内の推進体制	34
2	地域との連携	34
3	国・県・近隣市町村との連携	34
4	計画の進行管理	34

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では平成 13 年度に「東根市障害者福祉計画」を策定し、各種施策を推進してきました。平成 25 年には「第 2 次東根市障がい者福祉計画」を策定し、「ともに支えあい自分らしく暮らす しあわせと安心のまちの実現に向けて」をメインテーマに、障がいのある人もない人も等しく地域で安心して暮らしていけるよう、インクルーシブ社会の実現を基本理念として、福祉施策を推進しています。

平成 18 年には障がい者等の自立を支えることを目的とした障害者自立支援法（現行：障害者総合支援法）が施行され、同法第 88 条の規定に基づき、平成 18～20 年度を計画期間とする「第 1 期東根市障がい福祉計画」を策定しました。その後 3 年毎に見直しを重ね、現在は平成 30 年度～令和 2 年度までを計画期間とする「第 5 期計画」に基づき、障がい福祉サービスの必要見込量やサービス提供体制の確保に努めています。

また、「第 5 期計画」と併せて平成 28 年の児童福祉法の一部改正に伴い、障がい福祉計画と一体的に「第 1 期障がい児福祉計画」を策定し、障がい児が必要な福祉サービスの確保に努めています。

この度見直しを行う「第 6 期東根市障がい福祉計画」および「第 2 期障がい児福祉計画」では、これまでの計画の進捗状況や課題等を踏まえ、令和 5 年度までの障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の見込量とその確保の方策を定めます。

2 計画の基本理念

障害者総合支援法および児童福祉法の基本理念、国の基本指針に基づき、サービスの基盤整備に関わる基本的な考えを踏まえ、「第 2 次東根市障がい者福祉計画」において掲げた基本理念「インクルーシブ社会の実現」のため、当該計画の実施計画として本計画を位置付け、障がいのある人もない人も共に生き生きと暮らすことのできる社会の構築を目指し、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定め、障がい福祉サービス等を推進します。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ります。

（2）障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者並びに難病患者等であって 18 歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

（3）課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児およびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

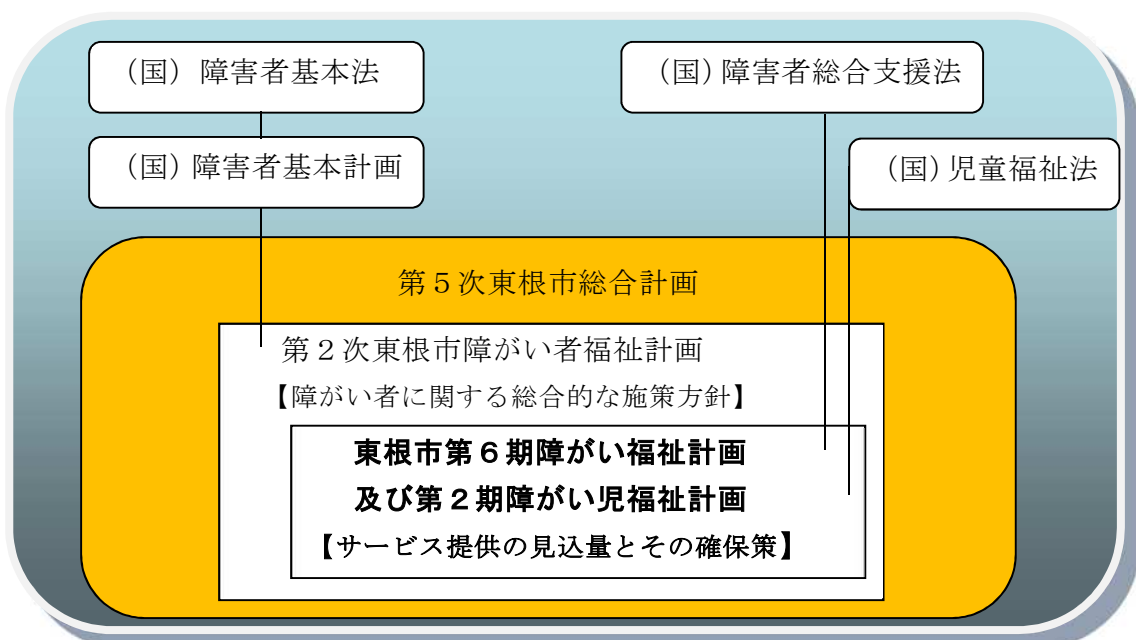
(6) 障がい福祉人材の確保 【新規】

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、関係者が協力し、提供体制の確保と併せて人材の確保を進めます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組 【新規】

障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を図ります。

【計画の位置付け】



3 計画の概要

本計画は、第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画の成果の評価と検証に基づき、市内の障がい福祉サービスや障がい児通所支援等に係るニーズを把握して、具体的な数値目標と障がい福祉サービス等の見込量を定めます。

4 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

(1) ニーズに応じた訪問系サービスの保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援)の充実を図り、障がい者等のニーズに応じたサービスを保障します。

(2) ニーズに応じた日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援および地域活動支援センターで提供されるサービス)の充実を図り、障がい者等のニーズに応じたサービスを保障します。

(3) グループホーム等の充実および地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場となる共同生活援助(グループホーム)等の居住系サービスの確保に努めるとともに、自立生活援助等の推進により、入所等から地域生活への移行を進め、地域生活支援の機能強化のため地域生活支援拠点等の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業および就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行およびその定着を進めます。

(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実【新規】

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(6) 依存症対策の推進 【新規】

アルコール、薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症対策について、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等およびその家族に対する支援を行います。

5 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の構築

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等(障害者支援施設、児童福祉施設、療養介護を行う病院)に入所または精神科病院に入院している障がい者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移

行支援に係るサービスの提供体制の確保および自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援を行うため、関係機関による連携体制の確保を図ります。

6 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、障がい児通所支援等の支援を身近な場所で受けられるように、支援体制整備を進めます。

また、障がい児に係る地域における中核的な支援施設として、児童発達支援センターを設置し、障がい児通所支援等を実施する事業所間の緊密な連携による重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した障がい児への支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。また、障がい児の早期の発見および支援並びに健全な育成を進めるため、関係機関による連携体制の確保を図ります。

(3) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校および特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築し、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

特別な支援が必要な障がい児(重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児、虐待を受けた障がい児)が身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における人数やニーズを把握するとともに、支援体制の充実を図ります。また適切な支援のために保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置し、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築を進めます。

(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても、質の確保およびその向上を図りながら、支援の提供体制の確保を図ります。

7 計画策定までの組織体制

本計画策定に当たっては、市内事業所や関係団体などで構成する「障がい者差別解消支援協議会」から意見聴取を行い、計画の内容について検討いたしました。

8 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

「障がい」の表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記します。

ただし、法令名、既存計画名、組織名、行事などの固有名詞については「障害」の表記とします。

第2章 令和5年度までの数値目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設入所者のうちグループホーム、一般住宅等へ移行が見込める者に対し、地域生活への移行を進めます。

= 第5期計画の実績 = (令和2年11月末現在)

第5期計画では、「平成28年度末の施設入所者数52人の9.6%である5人が地域生活に移行すること」、「平成28年度末の施設入所者52人の3.8%を削減した50人を施設入所者とする事」を目標としていました。この期間の実績としては、地域生活移行者数は累計で1人、施設入所者数は新規入所の方もいたため微増となっています。

◆第5期の計画値と実績

項目	計画値	実績
地域生活移行者数	5人	1人
施設入所者数	50人	51人

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6.0%以上が地域生活へ移行することを基本としています。また、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減するものとしています。

この基本方針を踏まえ、本市では令和元年度末の施設入所者数52人の7.7%である4人が地域生活に移行することを目指します。また、令和5年度末の施設入所者数の目標値を、令和元年度末の施設入所者52人から1.92%削減し、51人と設定します。

◆第6期の目標値

項目	目標値	備考
地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等へ移行する数
移行者割合	7.7%	令和5年度末移行目標割合
施設入所者数	51人	令和5年度末の施設入所者数
削減割合	1.92%	令和5年度末の削減割合

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

= 第5期計画の実績 = (令和2年11月末現在)

入院中の精神障がい者を地域生活へ移行するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を令和2年度末までに設置することを目標としていました。ケース毎に関係機関が集まり、アセスメントは行っていますが、協議体としての実績は未設置となっています。

◆第5期の計画値と実績

項目	計画値	実績
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数	1協議体	0協議体

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では協議体の設置について市町村設定値を設けていないことから、協議体の設置目標数は設けず、ケース毎に必要なに応じて保健、医療および福祉関係者によるアセスメントを行うこととします。

項目	令和元年度実績
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	4回

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

= 第5期計画の実績 = (令和2年11月末現在)

相談機能や緊急時の受入れ・対応、体験の機会・体験の場、専門的な人材の確保・養成、地域の体制作りなどの集約を行う地域生活支援拠点等を令和2年度末までに整備することを目標としていました。本市では北村山地域自立支援協議会において、北村山地域で連携し、広域での設置を計画していますが、実績は未設置となっています。

◆第5期の計画値と実績

項目	計画値	実績
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	0か所

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本としています。

この基本方針を踏まえ、本市では令和5年度末までに北村山地域で連携し、地域生活支援拠点等を1か所確保し、運用状況の検証および検討を年2回実施することを目標とします。

◆第6期の目標値

項目	目標値
地域生活支援拠点等の整備数	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討	年2回

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行人数

障がい者等の自立支援の観点から、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所等の福祉施設利用者の一般就労への移行を進めます。

= 第5期計画の実績 =

第5期計画では、平成28年度に福祉施設を退所して一般就労した者は4人であったため、国の基本指針により目標値を6人としていました。令和2年11月末現在での実績は3人となっています。(令和元年度の実績は6人)

◆第5期の計画値と実績

項目	計画値	実績
福祉施設から一般就労への移行人数	6人	3人

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本としています。本市において令和元年度に福祉施設を退所して、一般就労した者は6人であることおよび、以下の「就労移行支援から一般就労への移行人数」「就労継続支援A型から一般就労への移行人数」「就労継続支援B型から一般就労への移行人数」の目標値より、令和5年度の目標値を10人と設定します。

◆第6期の目標値

項目	目標値
福祉施設から一般就労への移行人数	10人

国の基本指針では、令和5年度中に就労移行支援事業利用者のうち、一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の移行実績の1.30倍以上とすることを基本としています。本市において令和元年度に就労移行支援事業利用者のうち、一般就労に移行した者は5人であるため、令和5年度の目標値を7人と設定します。

◆第6期の目標値

項目	目標値
就労移行支援から一般就労への移行人数	7人

国の基本指針では、令和5年度中に就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の移行実績の1.26倍以上とすることを基本としています。本市において令和元年度に就労継続支援A型事業利用者のうち、一般就労に移行した者は1人であるため、令和5年度の目標値を2人と設定します。

◆第6期の目標値

項 目	目標値
就労継続支援A型から一般就労への移行人数	2人

国の基本指針では、令和5年度中に就労継続支援B型事業利用者のうち、一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の移行実績の1.23倍以上とすることを基本としています。本市において令和元年度に就労継続支援B型事業利用者のうち、一般就労に移行した者は0人であるため、令和5年度の目標値を1人と設定します。

◆第6期の目標値

項 目	目標値
就労継続支援B型から一般就労への移行人数	1人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるため、就労に必要な知識や能力向上の訓練等を行う「就労移行支援事業」の利用者数の増加を目指します。

= 第5期計画の実績 =

第5期計画では、平成28年度末の利用者数は7人ですが、平成31年度に市内に事業所が新設される予定も考慮し、令和2年度の目標値を20人と設定していました。令和2年11月末現在での実績は8人となっております。

第6期計画では国の基本指針より除かれているため、目標値を設定しないこととしますが、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるため、引続き利用者数の増加を目指して関係機関と連携し推進してまいります。

◆第5期の計画値と実績

項 目	計画値	実績
就労移行支援事業の利用者数	20人	8人

(3) 就労定着支援による職場定着率

= 第5期計画の実績 =

第5期計画では、障がい者の一般就労における職場定着率向上を図るため、生活面の課題把握や企業および関係機関との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援事業」について、支援開始1年後の利用者の職場定着率を80%と設定していました。令和2年11月末現在での実績は100%となっております。

◆第5期の計画値と実績

項 目	計画値	実績
就労定着支援による職場定着率	80%	100%(1/1人)

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では、令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業所を利用することを基本としています。本市においての目標率を70%と設定します。

◆第6期の目標値

項目	目標値
一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	70%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

= 第5期計画の実績 = (令和2年11月末現在)

障がい児に係る地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターを令和2年度末までに設置することを目標としていました。実績は1か所設置済みとなっています。

◆第5期の計画値と実績

項目	計画値	実績
児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。本市では平成30年に児童発達支援センターが1か所設置されました。引続き児童発達支援センター等が保育所等訪問支援を行い、早期の療育支援の促進に向け関係機関との連携を強化します。

(2) 重症心身障がい児支援事業所の確保

= 第5期計画の実績 = (令和2年11月末現在)

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を令和2年度末までに確保することを目標としていました。実績は1か所ずつ設置済みとなっています。

◆第5期の計画値と実績

項目	計画値	実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	1事業所	1事業所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1事業所	1事業所

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では、令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事

業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。本市では各事業所について設置済みであるため、利用者からのニーズを満たせるよう体制の整備と利用しやすい環境作りを目標とします。

(3) 医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置

= 第5期計画の実績 = (令和2年11月末現在)

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度末までに設置することを目標としていました。ケース毎に関係機関が集まり、アセスメントは行っていますが、協議体としての実績は未設置となっています。

◆第5期の計画値と実績

項 目	計画値	実績
保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 協議体	0 協議体

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では、令和5年度末までに保健、医療、障がい福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。本市では、協議の場を設置し、医療的ケア児等コーディネーターを2名配置することを目標とします。

◆第6期の目標値

項 目	目標値
保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 協議体
医療的ケア児等コーディネーターの配置	2 名

6 相談支援体制の充実・強化等

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。本市では、北村山地域自立支援協議会において北村山地域で連携し、基幹相談支援センターを設置し、実施体制の確保を目標とします。

◆第6期の目標値

項 目	内容
総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	北村山地域で連携して基幹相談支援センターを設置し、実施体制を確保する

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

= 第6期計画の目標 =

国の基本指針では、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としている。

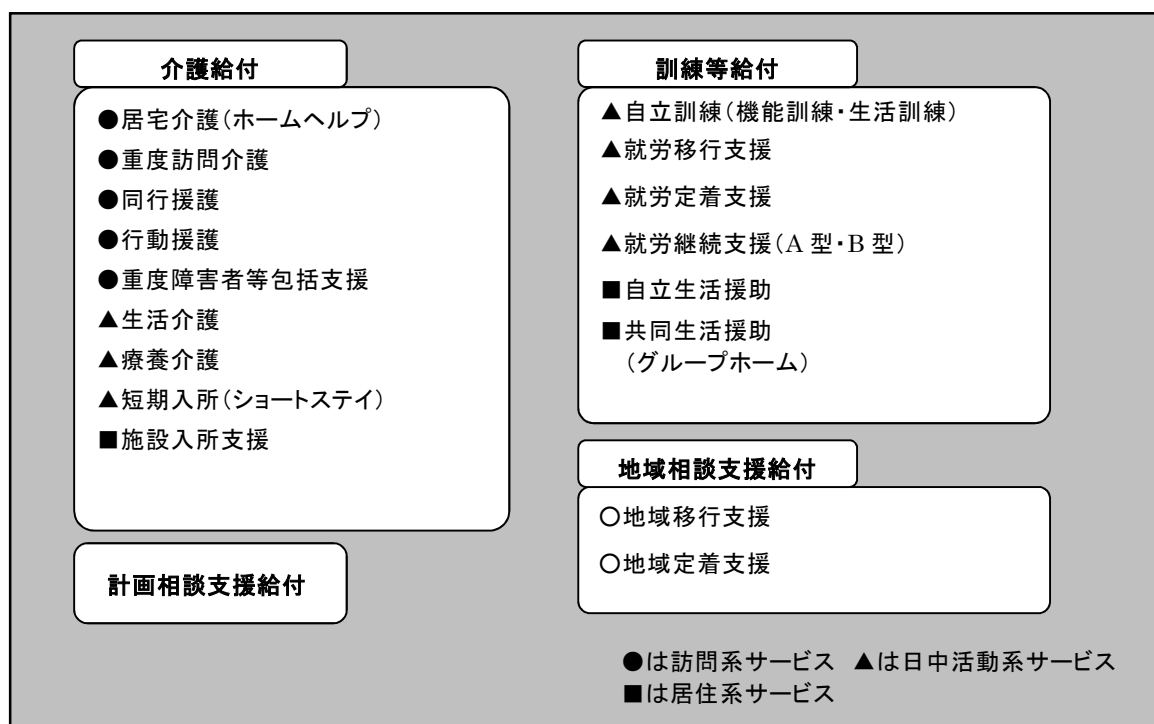
数値目標は設定されていないが、多様化する障がい福祉サービス等の具体的内容をしっかり理解したうえで利用者に提供できるよう、県と連携し、研修会への参加・情報の共有に努めていきます。

第3章 障がい福祉サービスの見込量(活動指標)と確保策

1 障がい福祉サービスの事業体系

「障害者総合支援法」に基づくサービスは、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、サービス等利用計画の作成に係る「計画相談支援給付」、地域生活移行を支援する「地域相談支援給付」の4つのサービスに大きく分かります。

【障害者総合支援法による福祉サービス】



2 障がい福祉サービスの内容等

障がい福祉サービスの見込量は、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのそれぞれについて、現在の利用者数を基本とし、障がい者の利用意向、新規サービスの新設などを勘案した上で設定しています。

(1) 訪問系サービス

○サービスの内容

イ 居宅介護

障がい者の家庭にヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事などの身体介護や家事援助、通院介助を行います。

ロ 重度訪問介護

重度の障がい者で、常に介護を必要とする障がい者の家庭にヘルパーを派遣し、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や外出時における移動中の介護を行います。

ハ 同行援護

視覚障がいにより移動が困難で、外出時の同行、移動に必要な情報提供など、移動の援護を行います。

ニ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする障がい者に対し、危険を回避するために必要な支援や外出時における移動中の介護などを行います。

ホ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし、①意思疎通を図ることに著しい支障がある ②四肢の麻痺または寝たきりの状態にある ③知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者に対し、居宅介護等を包括的に提供します。

○サービスの見込量

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援】

実績を基に、利用ニーズ、平均的な一人当たりの利用量を勘案して、利用者数および見込量を設定しています。

区分	単位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用人数 (人/月)	42	42	43	44	45	46
	利用時間 (時間/月)	309	296	303	310	317	324

※令和2年度の数值は令和2年11月末までの実績を基に見込んだ数值です。

(以下の表についても同様です)

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
重度訪問介護	利用人数 (人/月)	1	1	1	2	2	2
	利用時間 (時間/月)	79	115	115	230	230	230
同行援護	利用人数 (人/月)	2	6	7	7	7	7
	利用時間 (時間/月)	10	14	16	16	16	16
行動援護	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

○実績と見込みについて

訪問系サービスにおいては、平成30年度から令和2年度まで、利用人数・利用時間ともにほぼ一定であるため、令和3年度以降についても横ばいで推移するものと見込んでいます。

行動援護、重度障害者等包括支援については近隣に事業所がないため、新規での利用が見込めないことから、実績・見込量とも0としています。

◀訪問系サービス確保の方策▶

障がい者の地域生活の充実にも大きく関わっている訪問系サービスについては、サービスを必要とする方が適切に利用できるよう、ニーズに応じたサービス提供を目指します。また、サービスの提供体制の充実や質の向上を図り、サービス提供事業者と連携していきます。

(2) 日中活動系サービス

①【生活介護】

○給付種類：介護給付

○内 容：常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作・生産活動の機会を提供します。

○対 象 者：障害支援区分3（50歳以上は区分2）以上の者

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
生活介護	利用人数 (人/月)	76	75	76	76	77	77
	利用日数 (日/月)	1,402	1,403	1,421	1,421	1,439	1,439

○実績と見込みについて

生活介護の利用者は横ばい傾向ですが、家族の高齢化によるニーズの増加などにより、今後は微増していくものと見込んでいます。

②【自立訓練（機能訓練）】

○給付種類：訓練等給付

○内 容：地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（原則18ヶ月以内）行います。

○対 象 者：身体障がい者または難病等対象者のうち、入所施設・病院を退所・退院した者や特別支援学校を卒業した者等であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (日/月)	0	0	0	0	0	0

○実績と見込みについて

近隣にサービス提供事業所がなく、利用実績もありませんが、必要なときにサービスを利用できる体制整備に努めていきます。

③【自立訓練（生活訓練）】

○給付種類：訓練等給付

○内 容：地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（原則 24 ヶ月以内）行います。

○対 象 者：知的障がい者または精神障がい者であり、入所施設・病院を退所・退院した者や特別支援学校を卒業した者等であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

○サービスの見込量

区 分	単 位	第 5 期 計 画			第 6 期 計 画		
		実 績			見 込 量		
		30 年 度	元 年 度	※ 2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
自立訓練 (生活訓練)	利用人数 (人/月)	5	6	7	8	9	10
	利用日数 (日/月)	79	91	106	121	136	151

○実績と見込みについて

令和元年度より市内にサービス提供事業所が新設されたため、今後の利用者の増加が見込まれます。

④【就労移行支援】

○給付種類：訓練等給付

○内 容：一定期間（原則 24 ヶ月以内）、生産活動や職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その他適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

○対 象 者：一般就労を希望しており、知識・技術の習得、就労先の紹介等の支援が必要な 65 歳未満の者

○サービスの見込量

区 分	単 位	第 5 期 計 画			第 6 期 計 画		
		実 績			見 込 量		
		30 年 度	元 年 度	※ 2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
就労移行支援	利用人数 (人/月)	21	25	28	31	34	37
	利用日数 (日/月)	177	199	223	247	271	295

○実績と見込みについて

令和元年度から市内に事業所が新設されたことにより、今後は利用ニーズが高まるものと考えられます。そのため、利用人数、利用時間の増加が見込まれます。

⑤【就労定着支援】

○**給付種類**：訓練等給付

○**内 容**：障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

○**対 象 者**：就労移行支援事業の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

○**サービスの見込量**

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
就労定着支援	利用人数 (人/月)	1	1	2	2	3	3

○**実績と見込みについて**

平成30年度からの新規事業のため実績が少ない状況です。今後もニーズを把握し、体制整備に努めていきます。

⑥【就労継続支援A型】

○**給付種類**：訓練等給付

○**内 容**：一般就労は困難であるが、雇用契約に基づく就労は可能である者に対して、雇用契約の締結による生産活動等の機会の提供および就労等に必要な知識・能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

○**対 象 者**：①就労移行支援事業を利用したが、一般就労に結びつかなかった者
②特別支援学校を卒業後、一般就労に結びつかなかった者
③就労経験のある者で、現に雇用関係がない者 等

○**サービスの見込量**

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
就労継続支援 A型	利用人数 (人/月)	40	38	39	40	41	42
	利用日数 (日/月)	692	698	716	734	752	770

○**実績と見込みについて**

利用人数・利用時間ともにほぼ一定であるため、令和3年度以降についても横ばいであるとして見込量を設定しています。

⑦【就労継続支援B型】

○**給付種類**：訓練等給付

○**内 容**：一般就労および雇用契約に基づく就労（就労継続支援A型含む）が困難な者に対して、生産活動等の機会の提供および就労等に必要な知識・能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

○**対 象 者**：①就労経験があるが、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
 ②50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
 ③①や②に該当しない者であって、就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者 等

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
就労継続支援 B型	利用人数 (人/月)	63	58	60	62	64	66
	利用日数 (日/月)	1,019	981	1,015	1,049	1,083	1,117

○実績と見込みについて

特別支援学校等の卒後の進路として重要な役割を担っているため、今後利用ニーズは高まるものと捉えています。そのため、利用人数、利用時間の増加を見込んでいます。

⑧【療養介護】

○**給付種類**：介護給付

○**内 容**：医療と常時介護を必要とする方に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上必要な支援を行います。

○**対 象 者**：①ALS患者など呼吸管理を行っている障害支援区分6の者
 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の者

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
療養介護	利用人数 (人/月)	5	5	5	5	5	5

○実績と見込みについて

平成30年度から令和2年度までの実績では利用人数は一定で推移しています。今後とも同様に推移していくものと見込んでいます。

⑨【短期入所】

○**給付種類**：介護給付

○**内 容**：居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への一時的に入所を必要とする障がい者（児）を短期間施設入所させ、入浴や排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。

○**対 象 者**：①障害支援区分1以上の者

②障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
短期入所	利用人数 (人/月)	1	1	1	2	2	2
	利用日数 (日/月)	24	15	15	16	16	16

○実績と見込みについて

平成30年度から令和2年度までの実績はほぼ横ばいで推移しています。このサービスは日常的な利用に至っていない支給決定者が、介護者が病気等になった場合に必要とされるサービスであるため、今後も需要は一定数発生するものと見込んでいます。

《日中活動系サービス確保の方策》

障がい者の日中活動や就労の場を確保し、サービスを必要とする方が適切に利用できるよう、ニーズに応じたサービス提供を目指します。また、一般就労の拡大に向け、サービスの提供体制の充実や質の向上が図られるよう、サービス提供事業者と連携をしていきます。

(3) 居住系サービス

①【自立生活援助】

○**給付種類**：訓練等給付

○**内 容**：定期的に利用者の居宅を訪問し、課題の把握や必要な助言、医療機関等との連絡調整等を行います。

○**対 象 者**：障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
自立生活援助	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

○実績と見込みについて

近隣にサービス提供事業所がなく、利用実績もありませんが、今後も利用者ニーズを把握し、体制整備に努めていきます。

②【施設入所支援】

○**給付種類**：介護給付

○**内 容**：施設に入所している障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、生活などに関する助言相談、その他必要な日常生活上の支援を行います。

○**対 象 者**：障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の者

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
施設入所支援	利用人数 (人/月)	54	53	53	52	52	51

○実績と見込みについて

平成30年度から令和2年度にかけて、施設入所者は横ばいで推移しました。令和5年度末において令和元年度末時点の施設入所者数の1.6パーセント以上を削減することを目標とするという国の基本指針を踏まえ、見込量を設定しています。

③【共同生活援助】

○**給付種類**：訓練等給付

○**内 容**：共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

○**対 象 者**：障がい者（身体障がい者にあたっては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスを利用したことがある者に限る）

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
共同生活援助	利用人数 (人/月)	41	32	33	33	34	34

○実績と見込みについて

実績に基づくと減少傾向ではありますが、家族の高齢化等に伴い、今後も一定数の需要があると見込んでいます。

《居住系サービス確保の方策》

施設入所支援については現在、市内に入所施設がないことから、利用者は市外の施設を利用しています。こうした現状から近隣の事業所と連携を図りながら、サービス提供の推進に努めます。

また、共同生活援助については、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向などを注視しつつ、必要量が確保できるよう事業者への働きかけを行います。

(4) 相談支援

①【計画相談支援】

○給付種類：計画相談支援給付

○内 容：サービス等利用計画案の作成、サービス事業所等との連絡調整を行います。

○対 象 者：障がい福祉サービスまたは地域相談支援事業を利用する障がい者

②【地域移行支援】

○給付種類：地域相談支援給付

○内 容：住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

○対 象 者：障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者

③【地域定着支援】

○給付種類：地域相談支援給付

○内 容：常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の対処を行います。

○対 象 者：居宅において単身等で生活する障がい者

○サービスの見込み量

【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援】

これまでの利用実績の推移を基に、利用ニーズ、平均的な一人当たりの利用量を勘案して、見込量を設定しています。

区分	単位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	利用人数 (人/年)	243	252	264	276	288	300
地域移行支援		0	0	0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0	0	0

○実績と見込みについて

計画相談支援については、年々増加傾向にあり、すべての障がい福祉サービスおよび地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数を設定しています。

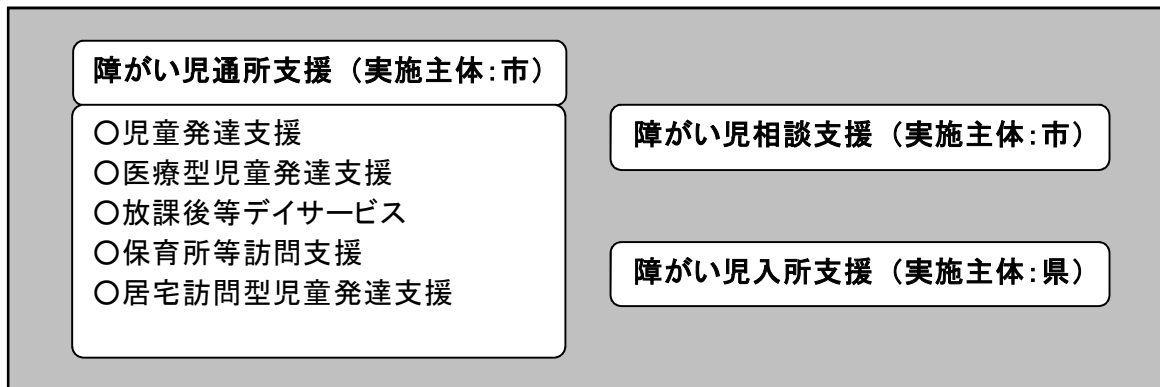
地域移行支援・地域定着支援については、実績がありませんが、利用者ニーズを把握し、体制整備に努めていきます。

第4章 障がい児通所支援の見込量（活動指標）と確保策

1 障がい児通所サービスの事業体系

「児童福祉法」に基づくサービスは「障がい児通所支援」、「障がい児相談支援」、「障がい児入所支援」の3つに分けることができます。市においては、「障がい児通所支援」、「障がい児相談支援」を実施します。

【児童福祉法によるサービス】



2 障がい児通所サービスの内容等

①【児童発達支援】

○給付種類：障害児通所給付

○内 容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

○対 象 者：療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学児。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
児童発達支援	利用人数 (人/月)	43	65	75	85	95	105
	利用日数 (日/月)	291	436	506	576	646	716

○実績と見込みについて

平成30年度から令和2年度にかけて、利用人数・利用時間ともに増加しています。市内に事業所ができたことで、健康診査や子育て相談から療育へと繋がる体制が定着しつつあり、増加傾向で推移すると見込んでいます。

②【医療型児童発達支援】

○給付種類：障害児通所給付

○内 容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練および理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

○対 象 者：肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
医療型 児童発達支援	利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
	利用日数 (日/月)	5	5	6	6	6	6

○実績と見込みについて

平成30年度から令和2年度までの実績では利用人数は一定で推移しています。今後も一定で推移すると見込んでいます。

③【保育所等訪問支援】

○給付種類：障害児通所給付

○内 容：保育所等への訪問により、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

○対 象 者：厚生労働省令で定める保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通い、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた未就学児。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
保育所等訪問支援	利用人数 (人/月)	2	21	26	31	36	41
	利用日数 (日/月)	1	18	26	31	36	41

○実績と見込みについて

平成30年度から令和2年度にかけて、利用人数・利用時間ともに増加しています。市内に事業所ができたことで、健康診査や子育て相談から療育へと繋がる体制が定着しつつあり、増加傾向で推移すると見込んでいます。

④【放課後等デイサービス】

○**給付種類**：障害児通所給付

○**内 容**：生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

○**対 象 者**：学校教育法第1条に規定している学校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童・生徒。

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
放課後等 デイサービス	利用人数 (人/月)	75	83	93	103	113	123
	利用日数 (日/月)	989	1065	1210	1355	1500	1645

○実績と見込みについて

市内に事業所が開設されたこともあり、利用人数は年々増加しています。今後さらに事業所が増えることも勘案し、利用人数、利用時間は増加で推移するものと見込んでいます。

⑤【居宅訪問型児童発達支援】

○**給付種類**：障害児通所給付

○**内 容**：障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

○**対 象 者**：重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

○実績と見込みについて

平成30年度からの新規事業であるため、近隣にサービス提供事業所がなく、利用実績もありません。対応できる事業所が開設された際には、必要なときにサービスを利用できる体制整備に努めていきます。

⑥【障害児相談支援】

○給付種類：障害児相談支援給付費

○内 容：障がい児通所サービスの申請に係る障がい児の心身の状況や、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した障害児支援利用計画を作成します。

○対 象 者：障がい児通所サービスの利用に係る障がい児の保護者

○サービスの見込量

区 分	単 位	第5期計画			第6期計画		
		実績			見込量		
		30 年度	元 年度	※2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
障害児相談支援	利用人数 (人/年)	120	156	180	204	228	252

○実績と見込みについて

市内に障害児相談支援事業所ができたことや、障がい児通所の事業所が充実してきたこともあり、実績は伸びています。令和3年度以降も、利用人数は増加で推移するものと見込んでいます。

＜障がい児通所サービス確保の方策＞

児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が市内に開設され、早期から療育を受けられる体制は充実してきましたが、近年これらの事業の需要は増え、事業所の空きがない状態です。第2期計画の期間中に新たなサービス提供事業所が整備される予定ではありますが、引き続き、利用者のニーズの把握に努めていきます。

医療型児童発達支援については、市内に事業所がない為、他市町村との連携により、推進に取り組んでいきます。

障害児相談支援についても、事業所との連携を図りながら、サービスの確保に努めます。

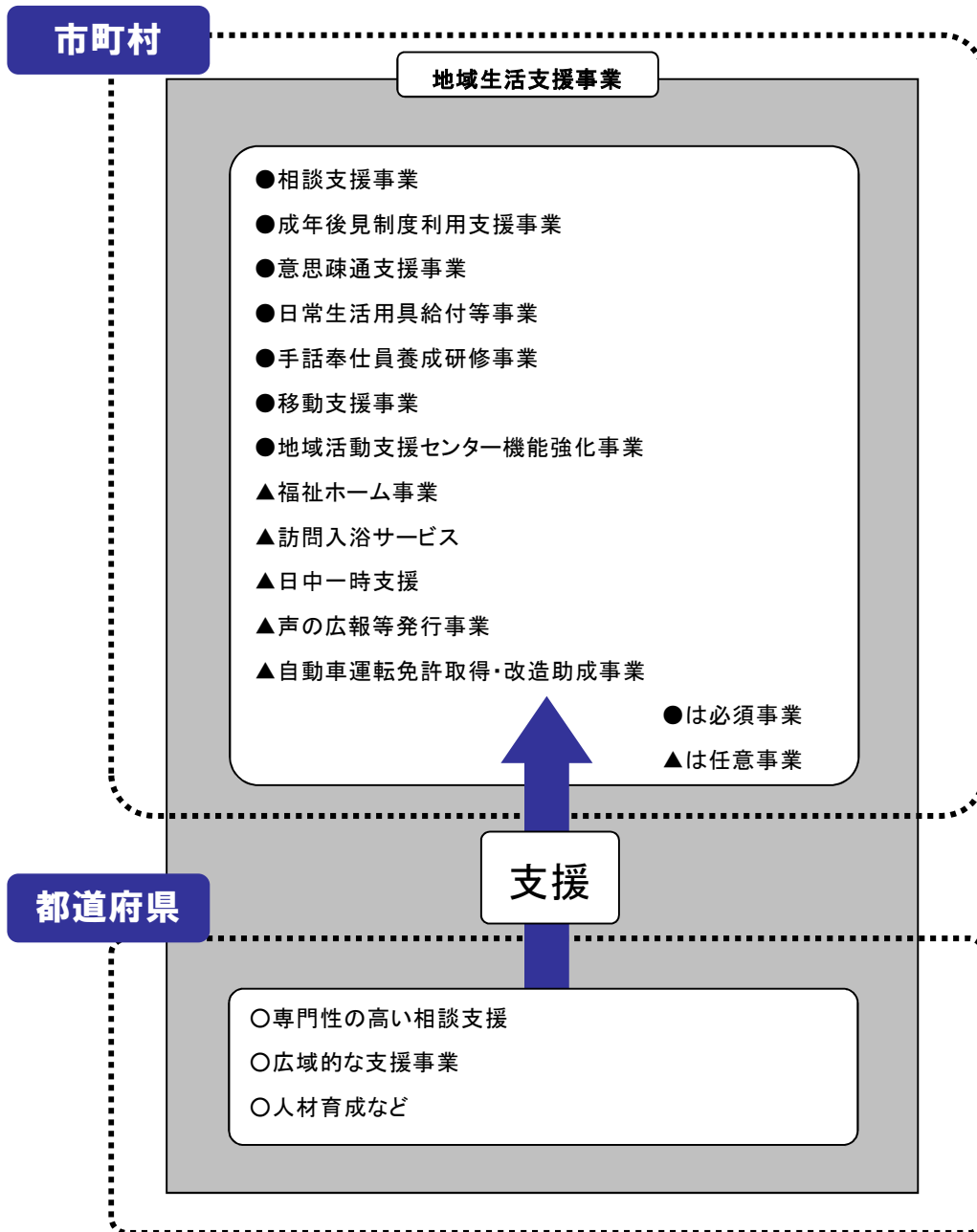
第5章 地域生活支援事業の見込量(活動指標)と確保策

1 地域生活支援事業の事業体系

「障害者総合支援法」に基づく「地域生活支援事業」は、「自立支援給付」以外のサービスを地域のニーズを踏まえて実施します。

また、県は広域的・専門的な立場から市町村を支援する役割を担います。

【障害者総合支援法による福祉サービス】



2 地域生活支援事業の内容等

(1) 必須事業

①【相談支援事業】

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	3	3	3

②【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度を利用することが有用であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者等に対し、制度の利用に要する経費について助成します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度	利用支援事業	0	0	0	1	1	1

③【意思疎通支援事業】

聴覚および音声または言語機能の障がい者が円滑な意思の疎通を図る上で、支障があるときに手話通訳者等および要約筆記者等の派遣を行います。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
手話通訳者・	人	12	12	8	13	13	13
要約筆記奉仕	回数	63	56	38	60	60	60
員派遣事業							
手話通訳設置事業		1	1	1	1	1	1

④日常生活用具給付等事業

在宅の身体障がい者または最重度の知的障がい者に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付します。

サービス名	内 容	
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
	在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
	排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	居宅における円滑な生活動作などを図るために小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成

○サービスの見込量

	実績			見込量		
	30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	2	1	1	2	2	2
自立生活支援用具	5	3	1	3	3	3
在宅療養等支援用具	4	9	2	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	2	10	10	10	10	10
排せつ管理支援用具	498	503	531	530	530	530
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	2	1	1	2	2	2

⑤手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	7	11	0	12	12	12

⑥移動支援事業

イ 個別支援型

屋外での移動に困難がある障がい者等に対し、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

ロ 車両輸送型（通学支援）

市とタクシー会社との間で契約を結び、市が指定する特別支援学校に在籍する児童および生徒の通学の送迎に係る保護者の負担を軽減します。

○サービスの見込量

			実績			見込量		
			30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
移動支援事業	個別支援型	利用人数	11	12	5	12	12	12
		延利用時間	444	238	70	250	250	250
	車両輸送型	利用人数	21	25	26	26	26	26
		延利用回数	1,705	2,129	1,462	2,330	2,330	2,330

⑦地域活動支援センター機能強化事業

主に精神障がい者を対象として、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施個所数	1	1	1	1	1	1
	利用人数	13	10	12	13	13	13

(2) 任意事業

①【福祉ホーム事業】

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者等に、低額な料金で、居室その他の設備の利用および日常生活に必要な便宜を提供します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
福祉ホーム事業	利用人数	1	1	0	1	1	1
	利用月数	12	7	0	12	12	12

②【訪問入浴サービス】

入浴が困難である身体障がい者に対し、身体の清潔保持、身体機能の維持を図るため、訪問により居宅での入浴サービスを提供します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	0	0	0	1	1	1

③【日中一時支援】

障がい者等の家族の一時的な休息を確保するため、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	設置箇所	4	4	3	3	3	3
	利用人数	3	3	2	4	4	4

④【声の広報等発行事業】

聴覚および音声または言語機能の障がい者への情報提供・社会参加促進を支援するため、声の広報などを発行します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
声の広報等発行事業	発行回数	12	12	12	12	12	12

⑤【自動車運転免許取得・改造助成事業】

障がい者等の自立更生を促進するとともに社会復帰の促進を図るため、身体障がい者用自動車の運転免許取得および障がい者等が自ら運転することができるよう自動車を改造する場合に補助金を交付します。

○サービスの見込量

		実績			見込量		
		30年度	元年度	※2年度	3年度	4年度	5年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	給付件数	2	3	1	3	3	3

○サービス確保の方策

障がい者等が地域で自立した日常生活または、社会生活を営むことができるように、これまで実施してきたサービスの維持とサービスを提供する側の人材の確保を図ることが特に重要であり、必要な人材育成を支援するほか、効率的・効果的な運用やサービスの提供に努めていきます。

第6章 計画の推進にあたって

1 庁内の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、教育、労働など広範な分野にわたる総合的な施策の展開が必要となり、そのため、庁内の関係する課と密接に連携し、計画を総合的に推進します。

2 地域との連携

本計画を推進していくため、「障がい者差別解消支援協議会」の構成員である社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生児童委員や障がい者団体、サービス提供事業者等との連携を図ります。

さらに障がい者等の地域生活を支援するため、関係機関が地域における課題を共有し、体制整備について協議する目的として設立された北村山地域自立支援協議会と協働連携していきます。

3 国・県・近隣市町村との連携

本計画の推進については、国・県の動向を踏まえた適切な施策の展開を図ります。

また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるように、関係市町村および県と連携を図ります。

4 計画の進行管理

本計画の円滑な推進を図るため、サービス提供事業者等の協力を得ながら、数値目標、サービスの見込量について調査、分析、評価を行い、必要に応じて本計画の変更を行います。